

令和 2 年

第 7 回臨時会会議録

令和 2 年 11 月 24 日

）

令和 2 年 11 月 24 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第30号	1
○応招議員	2
○町長提出議案一覧表	3
会期第1日 [第1号] (11月24日 (火))	
○招集年月日、招集場所	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	5
○本会議に職務のため出席した者の氏名	5
○開 会	6
○開 議	6
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	7
○日程第 3 諸般の報告	7
○日程第 4 議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につ いて	7
○日程第 5 議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて	7
○日程第 6 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部改正について	7
○日程第 7 議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算 (第9号) 議定について	8
○日程第 8 議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算 (第 2号) 議定について	8
○日程第 9 議案第54号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第1号) 議定について	8
○日程第10 議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算 (第3号) 議定について	9
○日程の追加	10

○追加日程第	1	議案第49号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正 について ……………	10
○追加日程第	2	議案第50号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改 正について ……………	10
○追加日程第	3	議案第51号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正について ……………	10
○追加日程第	4	議案第52号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第9 号）議定について ……………	12
○追加日程第	5	議案第53号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算 （第2号）議定について ……………	12
○追加日程第	6	議案第54号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予 算（第1号）議定について ……………	12
○追加日程第	7	議案第55号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第3 号）議定について ……………	12
○閉		会	……………	16
○議事日程第	1	号	……………	17
○議事日程第	1	号の追加	……………	18

田上町告示第30号

令和2年 第7回田上町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月13日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和2年11月24日
2. 場 所 田上町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - (2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - (3) 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - (4) 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について
 - (5) 令和2年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
 - (6) 令和2年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
 - (7) 令和2年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和2年第7回田上町議会（臨時会）提出議案一覧表

議案番号	件名
議案第49号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第50号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第51号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第52号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について
議案第53号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第54号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第55号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について

第 1 号

(11 月 24 日)

令和2年田上町議会
第7回臨時会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年11月24日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後1時30分 開 会

議長（熊倉正治君） 本日、令和2年第7回田上町議会臨時会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 本日、令和2年第7回田上町議会臨時会が開かれるに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、12月定例会を目前にしての臨時会の招集で、何かとご多忙の中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今臨時議会は、国の人事院勧告と県の人事委員会の勧告を基にした職員の給与改定を実施するに当たり、期末・勤勉手当の支給基準日が12月1日であり、その前に条例改正が議決、公布されていなければならないということから、11月中に臨時会を開催せざるを得なかったものでありますので、ご理解をお願いいたします。

このようなことから、町職員の給与改定に伴います関係条例の一部改正が3件、それに関連する給与費の減額を計上した一般会計及び特別会計の補正予算が4件、合計7議案を提案いたしました。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午後1時32分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

10番 松原良彦 議員

11番 池井 豊 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の9月分が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本臨時会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第4、議案第49号から日程第6、議案第51号の3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

最初に、これらの議案につきまして、人事院並びに新潟県人事委員会は、給料表の改正は行わず、期末・勤勉手当の年間の合計支給割合を0.05か月引き下げる勧告を行いました。当町におきましても、この内容を考慮し実施することといたしました。なお、12月の期末・勤勉手当の基準日が12月1日であることから、今回の臨時議会で関連する条例の一部改正をお願いするものであります。

はじめに、議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、一般職の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、年間2.55月に改正するものであります。

次に、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、年間3.25月に改正するものであります。あわせまして、今回の改正に伴い、令和3年度以降の6月及び12月の支給割合を変更するものであります。

以上、3議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 (熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第 7 議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について
- 日程第 8 議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第 9 議案第54号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について

日程第10 議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について

議長（熊倉正治君） 日程第7、議案第52号から日程第10、議案第55号の4案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました4議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

その内容としましては、先ほどの議案第49号、議案第50号、議案第51号で提案いたしました期末・勤勉手当の引下げに伴う人件費の減額をお願いするものであります。

はじめに、議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ218万3,000円を減額するものであります。なお、会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職員の期末手当を準用することとしておりますので、併せて減額しております。

次に、議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ4万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第54号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）の議定につきましては、収益的支出の予定額を3万6,000円、資本的支出の予定額を1万6,000円それぞれ減額するものであります。

以上、4議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの4案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

この際、議長からお願い申し上げます。先ほど各常任委員会に付託をいたしました案件につきましては、会期が本日1日限りでありますので、これからの休憩中に委員会を開いて審査をお願いいたします。委員会の開催場所は、総務産経常任委員会は第1委員会室、社会文教常任委員会は大会議室でお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午後1時41分 休憩

午後2時40分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

日程の追加

議長（熊倉正治君） 先ほど各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が各委員長から提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております各委員長からの審査報告書の7案件につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの7案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第1 議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について

追加日程第2 議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

追加日程第3 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 追加日程第1、議案第49号から追加日程第3、議案第51号までの3案件を一括議題といたします。

ただいまの3案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、総務産経常任委員会に付託されました議案

について、審査の結果を報告いたします。

議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。この3件の議案は、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に伴い、期末手当の支給率を一般職は0.05月引下げ、特別職及び議員も一般職に準じ0.05月の引下げに改定するため、条例の一部を改正するものです。

質疑では、議案第49号、田上町職員の給与に関しての質疑がありました。これは、民間期末手当との相違についてという内容であります。答弁としましては、あくまでも人事院勧告によるもので、民間との比較として高いから引き下げたのだというような説明でありました。また、0.05月という表示についてであります。金額ではなく、このような表示についても今後どういうものかという問題提起もありました。

議案第51号、議会議員の報酬、特別職の報酬であります。これも0.05月はどこと比較をしたのか。説明では、ベースは県、国の人事院勧告によるものだということとあります。また、0.05月の差が生じた経緯についても質問があり、これは平成17年の財政健全化で、そのときに改定を見送った、その結果ではないかという内容、定かではないけれども、そのような説明がありました。

討論はなく、3件の議案は、審査の結果、原案のとおり可決しました。

以上、報告終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 追加日程第4 議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について
- 追加日程第5 議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 追加日程第6 議案第54号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 追加日程第7 議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について

議長（熊倉正治君） 追加日程第4、議案第52号から追加日程第7、議案第55号までの4案件を一括議題といたします。

ただいまの4案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち1款議会費、2款総務費(1項、5項)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、先ほど述べた一般職及び特別職と議員の期末手当支給率を改定することによる予算の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ218万3,000円を減額します。歳入において財政調整基金繰入金を218万3,000円減額することによる基金残高は、4億310万円になります。

続きまして、議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について。これは、下水道事業会計においても予算総額から歳入歳出それぞれ4万3,000円を減額するもので、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に伴い、職員の期末手当支給率の改定によるものです。

議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第3号)議定について。水道事業会計においても、職員の期末手当支給率の改定に伴い、収益的支出の水道事業費用を3万6,000円減額、資本的支出の建設改良費を1万6,000円減額するものです。その結果、職員給与費は5万2,000円の減額になります。

審査の結果、3議案とも原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 社会文教常任委員会委員長の今井でございます。

それでは、当委員会に付託されました案件2件についてご報告申し上げます。

まず、議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費(2項)、3款民生費、4款衛生費、10款教育費についてでございますが、10款教育費のところ、会計年度任用職員の期末手当の支給に関しまして、支給される会計年度任用職員と、されない職員、どのような違いがあるのかという質疑がありまして、資格を有する者、保育士ですとか、調理師

ですとか、看護師ですとか、資格を必要とする職種に関しては、基本的には期末手当を支給している。それ以外の事務補助員であったりとか、保育補助等、資格を必要としない職種に関しては、期末手当を支給しないという規定になっているとの説明がありました。

今後の課題といたしまして、現在提案されているものに関して言えば、既存のルールを適用するのはそのとおりで、今回の議案に反対するものでは全くないけれども、今後の課題として、会計年度任用職員を正規職員と同じ率でそのまま引き下げる、準用するということの是非をぜひ検討していただきたい。というのも、もともと会計年度任用職員は給与額等少ないこともあるので、現在の規定ではそのようになっているが、今後、会計年度任用職員の処遇改善を踏まえて検討をしていただきたいという意見が出されました。

続いて、賛成討論が1件ありまして、賛成意見の討論1件……賛成意見ですね。失礼しました。意見が1件ありまして、これに関しては、本来消費を維持していく面を考えれば労働者の給与をカットするべきではないというふうに考えるが、今回の条例提案等を含めて労働組合との合意が図られたという背景を鑑みれば賛成をするが、そういった本来であれば消費を維持していく、そういった労働者の給与カットをするべきではないということは十分に考えられるべきだという意見が1件ありました。

議案第52号に関しましては、賛成意見が1件ありまして、採決の結果、原案可決でございます。

議案第54号は、特に質疑なく、審査の結果、全会一致で原案可決でございます。以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員

長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第55号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長(佐野恒雄君) 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

大変忙しい中での臨時議会でしたが、ご提案いたしました議案につきまして

して、ご決定をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の第3波の到来となっておりますが、道の駅たがみがオープンして間もなく1か月となります。連日大盛況で、とてもにぎわっており、本当にうれしく思っておるところでございます。このにぎわいを継続させるとともに、町の活性化につなげる必要があると感じております。町職員はもとより、指定管理者、町民皆様とともにオール田上で一丸となって取り組んでまいります。

来月は12月定例会が予定されており、一般質問の通告書もそれぞれ頂きました。この後議会对応の打合せを行う予定でありますけれども、万全の体制で臨みますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして、令和2年第7回田上町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時57分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年11月24日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会議員 松 原 良 彦

” 議 員 池 井 豊

別紙

令和2年 第7回 田上町議会（臨時会）議事日程			
議事日程第1号 令和2年11月24日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	10番 11番
第2		会期の決定	1日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議案第49号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正について	付託
第5	議案第50号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	付託
第6	議案第51号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	付託
第7	議案第52号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について	付託
第8	議案第53号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について	付託
第9	議案第54号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第10	議案第55号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について	付託
		休憩（各委員会で付託案件審査）	

令和2年 第7回 田上町議会（臨時会）議事日程

議事日程第1号の追加 令和2年11月24日（火）

日程	議案番号	件名	議決結果
		再開	
追加 日程 第1	議案第49号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
追加 日程 第2	議案第50号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
追加 日程 第3	議案第51号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
追加 日程 第4	議案第52号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について	原案可決
追加 日程 第5	議案第53号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
追加 日程 第6	議案第54号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
追加 日程 第7	議案第55号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
		閉会	